

里親のもとで育つ子どもの権利擁護のしくみをめぐる意識

—A県の里親と里親支援専門相談員へのアンケート調査から—

○ 大阪大谷大学 井上 寿美 (7221)

笹倉 千佳弘 (滋賀短期大学・7988)

〔キーワード〕 里親委託児、権利擁護、しくみ

1. 研究目的

本研究の目的は、A県の里親と里親支援専門相談員（以下「里専」）が、里親のもとで育つ子ども（以下「里親委託児」）の権利擁護のしくみをめぐっていかなる意識を有しているのかを明らかにすることである。

2017年の「新しい社会的養育ビジョン」以降、社会的養育児童の意見表明支援や代弁をおこなう訪問アドボカシー支援などに関する議論が活発になっている。そのような中、里親委託児の権利擁護のしくみを、児童養護施設等における権利擁護のそれと同じに考えてよいのであろうか。養育者が複数の職員である場合と、里親のみである場合とでは、権利侵害状況の伝えやすさが異なると推察される。里親委託児は権利侵害状況を伝えることにより、暮らしの場が変わり地域で築いてきた人間関係を失うかもしれないからである。

先行研究においても、里親に委託されている子どもにも施設と同様のしくみが必要であるという議論（藤井 2010；磯谷 2020）がある一方で、大谷（2004）は、里親養育は日常的に関係する人が少数であることや助けを求めた後の処遇も保障されていないことから、里親家庭で育つ子どもは助けを求めにくいということを視野に入れる必要があると述べている。里親委託児の権利擁護のしくみを考えるにあたり重要な指摘である。

里親委託率が高まる中で、里親委託児の権利擁護のしくみについての議論は喫緊の課題である。A県の里親と里専の里親委託児の権利擁護に関する意識は、今後、里親委託児の権利擁護のしくみについて考えていくための一助となるであろう。

2. 研究の視点および方法

A県の里親会に登録しているすべての里親 155 家庭と、A県のすべての里専 8 名（いずれも 2021 年 3 月 1 日現在）に郵送法によるアンケート調査をおこなった。調査期間は 2021 年 3 月 1 日～3 月 31 日である。回答者は里親が 64 名で回収率 41.3%、里親支援専門相談員は 8 名で回収率 100%である。

里親委託児の権利擁護のしくみの必要性については、里親と里専のそれぞれについて単純集計をおこなった。また里親養育支援のしくみ利用に対する里親の意識と里親委託児のしくみ利用に対する里親の意識のクロス集計をおこなった。自由記述については、ポジティブ要因とネガティブ要因に分けてコーディングをおこなった。

3. 倫理的配慮

調査は大阪大谷大学文学部・教育学部・人間社会学部研究倫理委員会の研究倫理委員会の承認を得た（承認番号 19-6、継続）、「里親支援専門相談員を活用した委託児の権利擁護を視野に入れた里親養育支援システム」の研究の一環として、「日本社会福祉学会研究倫理規程」を遵守しておこなった。調査では人権に対する配慮を文書で説明し、アンケートの回答をもって調査協力への同意を確認した。調査結果の公表では匿名性を担保した。研究を進めるにあたり、事前にA県児童相談所長に研究内容について承認を得た。

4. 研究結果

アンケートにおいて里親委託児の権利擁護のためのしくみとして提示した、里親委託児のサロンの居場所、里親委託児専用の電話やメール相談、中立的な里親委託児の権利擁護機関の必要性に関して次の4点が明らかになった。

1 点、里親委託児の権利擁護のしくみの必要性に関する里親によるポジティブ回答がネガティブ回答を大きく上回っており、とりわけ、中立的な権利擁護機関の必要性に関するポジティブ回答が最も多かった。

2 点、里親委託児の権利擁護のしくみの必要性に関して里専によるネガティブ回答はなかったが、里親委託児のサロンの居場所に関しては、里専のすべてがポジティブ回答ではなかった。

3 点、里親養育支援のしくみを利用したいと考えている里親ほど、里親委託児の権利擁護のしくみが必要であると回答する傾向が認められ、この傾向は、里親養育支援のしくみの種類や里親委託児の権利擁護のしくみの種類による違いはなかった。

4 点、「里子を預けあう相互援助組織」の利用を希望する里親と希望しない里親とでは、里親委託児のサロンの居場所の必要性についてのポジティブ回答の差が顕著であった。

5. 考察

結果で明らかになった、里親が里親委託児の権利擁護のしくみの必要性を強く認識しているのは、次の2つの理由によると考察される。①里親のもとで育つか否かにかかわらずすべての子どもにとって権利擁護のしくみが必要であると考えている。②里親だけで養育をおこなうのではなく多様な他者のかかわりが必要であると考えている。

また、すべての里専がサロンの居場所の必要性に関してポジティブ回答しなかったのは、次の理由によると考察される。サロンの居場所の必要性は、里子の年齢によって異なっており、サロンの居場所は、すべての年齢の里子にとって一律に必要であるわけではないと考えている。

【文献】 当日の資料に譲る。

※本研究は「JSPS 科研費 JP19K02174」の助成を受けておこなったものである。